は確認されていないこと、周辺に同様の生息環境が広く存在することなどから影響は極めて小さいとされている。また、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているスジシマドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ、オグマサナエ、カスミサンショウウオ、イトアメンボ、タガメ及びハラビロハンミョウの生息が確認されている。スジシマドジョウ、メダカ、オグマサナエ及びカスミサンショウウオについては、主要な生息環境である河川等を橋梁構造で通過することなどから影響は小さいとされているが、起業者は、土砂及び濁水の流入防止等の保全措置を講ずることとしている。イトアメンボ、タガメ及びハラビロハンミョウについては、周辺に同様の生息環境が広く存在することから影響は極めて小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタジマタムラソウ及びキキョウの生育が確認されているが、周辺に同様の生育環境が広く存在することなどから影響は極めて小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており記録保存の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の混雑を緩和するとともに、線形の良好な道路を整備し安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第１種第３級（自動車専用道路部）又は第３種第２級（連絡道路部）の規格に基づき４車線（自動車専用道路部）又は２車線（連絡道路部）の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成10年７月21日に都市計画決定され、平成15年５月13日に変更決定された都市計画と、現道との接続箇所等を除き、基本的内容について整合しているものである。

また、本体事業の施行に伴う農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通量が多く、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生しているとともに、線形も悪く交通事故による通行止めも発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、鳥取市長を会長とする鳥取豊岡宮津自動車道整備推進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　鳥取県鳥取市役所

## ○国土交通省告示第百九十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第四十四条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録住宅型式性能認定等機関の役員の氏名等の変更の届出があったので、同法第四十四条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年三月一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録番号

国土交通大臣　１

二　登録住宅型式性能認定等機関の氏名又は名称

財団法人ベターリビング

三⑴　役員の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 山田　　滋 |
| 変更後 | ― |

⑵　変更年月日

平成二十二年十月二日

四⑴　認定等の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 上之薗隆志 |
| 変更後 | 亀井　　浩 |

⑵　変更年月日

平成二十二年十一月二十九日

## ○国土交通省告示第百九十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第四十四条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録住宅型式性能認定等機関の役員の氏名の変更の届出があったので、同法第四十四条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年三月一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録番号

国土交通大臣　６

二　登録住宅型式性能認定等機関の氏名又は名称

財団法人建築環境・省エネルギー機構

三⑴　役員の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 石田　栄一 |
| 変更後 | ― |

⑵　変更年月日

平成二十二年十一月三日